

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価結果（案）

本小委員会による審議を前に、令和4年度改善提言（参考資料2）に関する取組状況、及び各評価項目についての実績・現況等をまとめた資料（資料1-1、1-2、1-3、資料2-1、2-2、2-3）が、特許庁から委員に提示された。当該資料の提示を受けた各委員は、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準（参考資料1）に基づき、特許庁の特許審査、意匠審査及び商標審査の品質管理の実施体制・実施状況の評価した。

以下は、各委員の評価結果を取りまとめた、本小委員会の評価結果（案）である¹。

1. 特許審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 「審査基準」、「審査ハンドブック」、「面接ガイドライン」の作成・改訂が行われ、改訂の理由についてもホームページ上で分かり易く解説されている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

¹ 各委員から提出された評価の中央値を本小委員会の評価結果（案）とした。

- 特許審査においてなすべき事項及びその具体的な手順を「特許・実用新案審査基準」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」で十分に明確化している。
- 品質管理の手順については、PDCA サイクルの考え方に基づいて品質管理体制・管理手順が詳細に定められている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表されており、企業コンタクト等において取組の紹介もなされている。
- 品質ポリシーや品質マニュアルの内容等について、研修内容に取り込むことによって職員への周知が図られている。
- 品質テストにより理解度の確認が適切に実施されている。特に、ユーザーとのコミュニケーションの際の心構えや留意点を意識し得るような事例検討を含む共通設問を設けた点について評価する。さらに、最新の状況に対応した知識の着実な定着を図るべく、全ての設問中に関連資料等へのリンクを設けて、資料の参照を促す構成としつつ、全問正答を修了要件としている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 審査実施体制の強化、先行技術文献調査事業の活用、先端技術への対応により、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、高品質な審査を実現できる組織体制を概ね確立している。
- 審査官の人員配置については、減少を食い止めているという意味で、必要人員の確保はできていると考える。
- 登録調査機関への対話型の先行技術調査の外注により、審査の効率化、審査の質の向上が図られている点は、限られた員数の審査官による審査実績の向上に寄与しているものと評価できる。
- 先行技術調査の外注では、外国語特許文献検索（英語、中韓、独語）の割合を増加させている。
- 「補充型」検索外注の件数規模を発注件数の 20% まで拡大するとともに、包袋の全件電子送付に向けて尽力されていることが認められる。
- AI 関連発明の効率的かつ高品質な審査を実現するため、AI 関連発明の審査支援チームの AI 担当官を増員する等、体制強化がなされた点について評価する。
- 「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」を立ち上げ、五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表の作成をホームページに公開している。
- 権利化までの平均期間及び一次審査通知までの平均期間を短縮されたことを評価する。
- オンライン面接を活用して審査を行っており、審査官と出願人とのコミュニケーションを円滑化する取り組みをしている。

<今後期待される点>

- 総特許審査官数としては、昨年と同程度の 1,663 名にとどまり、未だ国際的に遜色のない水準の審査官数を確保し、同水準の人員配置を確立しているとまでは言えない。
- 先端技術への対応として、今後も引き続き学会等への参加は努めていきたい。
- 審査官の育成や AI 関連発明の相談体制の強化等もあいまって、特許の「権

利化までの期間」（標準審査期間）の政府目標が達成されることを期待する。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 品質管理体制については、審査部内の案件を横断的に監査する総括担当の品質管理官と、より専門的に監査を行う品質管理官、その品質監査の結果を踏まえて分析・評価を行う品質管理庁内委員会、さらには、品質管理に関する施策の企画・立案を行う品質管理室が、役割分担により機能する体制とされている。このように良好な品質管理体制が築かれることによって、PDCA サイクルが実効性のあるものとされている。
- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織を実態上独立して設けており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立している。
- 毎年、ユーザーによる特許審査の品質評価調査を実施し、評価結果は総合的に分析され、公表されている。外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 品質向上のための取組については、決裁前のチェック、決裁、審査官間の協議等、複層的な人的チェックによる品質向上のための取組が行われている他、サーチガイドラインや外国特許文献のサーチ関連ツールの充実化等の審査を支える客観的資料の整備による品質向上のための取組も行われている。
- 審査の質に係るコミュニケーションに関するユーザーの評価について、特許庁の実施庁目標を達成したことを評価する。
- ユーザーとの適切なコミュニケーションを図るために、審査官に対して面接・電話応対における留意点を改めて周知し、コミュニケーションに関するユーザー満足度向上に向けた対応策の検討を行っている。
- 審査官間の協議について、特に新任審査官の案件について必須協議とすることで、最低限の質が担保される仕組みは良いと思う。
- PCT 等協議については、昨年度より実施された件数が増えた点を評価する。また、協議後のチェックシートにおいて、9 割の案件において協議で新たな知見・助言が得られたとの回答があったことは注目に値する。
- 共創の観点から、ユーザー・審査官からの意見聴取等を行いつつ、分かり易い起案形式の検討が行われている。

<今後期待される点>

- 外国特許文献サーチ等の拡充の取組、拒絶理由通知書等の起案の質向上に向けた取組については、審査官間での均質性に差が生じやすい事項であるため、より一層強化し、審査の均質性向上を図って頂ければ幸いである。
- サーチガイドライン、サーチにおけるナレッジの共有化は非常に重要であり、今後も引き続きお願いしたい。また、拒絶理由通知書の起案形式については、より一層ユーザーが理解し易い文章となるように期待している。
- 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズにつき協議等の取組を継続するとともに、専門分野によっても判断に寛厳の差がないように、引き続き統一のとれた審査への取組が期待される。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 特許庁内部での品質監査による品質の検証と、外部でのユーザー評価調査やユーザーとの意見交換による品質の検証とが相まって品質検証が行われている。
- ユーザー評価調査の調査結果報告書は外部公表されており、ユーザー評価調査の不満回答者に対するフォローアップ調査を実施して、不満点からのニーズの把握や分析を試みた点を評価する。
- ユーザー評価調査において、国際調査等の質が高い評価を得ていることは非常に素晴らしい。
- 昨年度実施した審査官向けアンケート調査の結果を基に、ユーザー評価調査の評価と審査官側の認識との乖離の分析等を行い、審査の質についての課題の把握、対策の検討を進めている。
- 昨年度と比較して企業コンタクトの実績数が増加し、積極的にユーザー等との意見交換を実施している点を評価する。
- 審査の質の向上のためのホームページでの意見受付と担当審査官へのフィードバックを実施している。

<今後期待される点>

- 企業コンタクトや知財関連団体、代理人団体との意見交換会等、引き続きユーザーのニーズの把握への取組が期待される。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

<評価された点>

- 現状の品質管理体制及び品質管理の取組の中で、審査の質の分析と課題抽出を適切に行っている。
- 特許査定、内外乖離、内々乖離のいずれの分析においても、サーチ漏れの課題が抽出されており、分析・課題抽出自体は適切に行われていると考えられる。

- 品質監査を通じた分析や審判関連データの分析により、PCT、最初の拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定において、「認定・判断の誤り」や「サーチ漏れ」が指摘されたことを明確にした上で、質の高い審査のための妥当な分析・課題抽出が行われている。
- 部分監査を通じた分析においては、起案支援ツールを活用し、形式的瑕疵の抑制の効果があった点を評価する。
- ユーザー評価調査の結果、「判断の均質性」等の課題が抽出された。

< 今後期待される点 >

- サーチ漏れの課題が抽出されており、今後とも審査官及び登録調査機関のサーチ能力の向上、サーチツールの開発等に努めて頂きたい。
- ユーザー評価調査の結果、優先的に取り組む項目として設定された「判断の均質性」等については、審査官間の判断の均質性を高める施策を引き続き実施していただきたい。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」について、引き続き面接ガイドラインに沿って適切な意思疎通を行っていく必要があるとの課題抽出がされた点、継続的検討が望まれる。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。）

< 評価された点 >

- 各項目につき対策、改善が図られている。
- 品質ポリシー及び品質マニュアル並びにその他品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、随時利用可能に提供し、適切な管理を継続している。
- AI 関連発明の審査体制を強化し、さらに「AI 関連発明に係る五庁の審査実務に関する資料収集プロジェクト」において五庁の法律・審査基準・審査事例等をまとめた比較表を作成・公開されたことを評価する。
- 先行技術調査事業の活用において、「補充型」検索外注や包袋の電子送付

の拡大による業務効率化が図られたことが認められる。

< 今後期待される点 >

- 我が国の産業競争力の強化という意味では、先端技術分野における質の高い特許査定の実現が重要であると考えられるので、今後とも AI 関連発明への対応や先端技術についての出願技術動向調査の強化等により産業競争力の強化につながる審査の質の向上に努めて頂きたい。
- 審査の質の向上のため、引き続き、ユーザーとのコミュニケーションの改善を図って頂けると幸いである。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 特許審査に関するベンチャー企業支援策や事業戦略対応まとめ審査等、企業ニーズに対応した支援を品質管理の内容の一環と捉えて実施されている点は評価できる。
- 海外知財庁審査官との審査官協議は、審査の品質に関わる実務的な協議の場として貴重なものとする。
- 審査官間の協議を通じた知識共有や庁内イントラネット等を活用した知識共有を積極的に行っている。
- 拒絶理由通知書の起案に関して、共創の観点から分かり易い起案形式の検討が行われたことは評価できる。
- サーチスタイルに関するディスカッションを行い、技術分野内でサーチスタイルの知見共有を行うとともに、サーチ関連ツールの開発や充実化、審査官のツールへの習熟が図られた。
- 品質関連の統計データ等の情報活用による審査能力の向上を目指し、提供データの拡充やデータの活用方法等について検討を進める等、品質管理の取組の改善を行ったことを評価する。

< 今後期待される点 >

- 「判断の均質性」等については、審査官全体の審査の質の向上や審査官間の判断の均質性を高めるような施策を引き続き実施するのみならず、サーチ関連ツールや起案支援ツールのようなツールを活用する等、より深い検討を実施していただきたい。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、意見交換会、国際会合等、国際審査協力、海外の特許庁との協力を通じた国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係を構築している。
- 審査品質管理小委員会報告書やユーザー評価調査報告書等の公式文書、特許庁の公式ウェブサイト、経済産業省のプレスリリース、ユーザー評価調査報告書等で、審査の質向上に関する取組を情報発信している。
- ユーザーとの特許権の共創の理念に基づいて、企業コンタクトの回数を増加されている点は評価できる。
- 意見交換会や国際会合等における情報発信を実施している。特に、特許庁ホームページのトップページのバナーでそれらのニュースを見かけることが多くなったのが印象的である。
- 新興国の品質管理システム構築の支援等を積極的に実施している点を評価する。

<今後期待される点>

- 新興国の知財庁職員に対する研修や、品質管理システム構築の支援は継続していただきたい。
- PPH や日米協働調査を通じた情報発信を引き続き、実施して頂きたい。
- 業務成果に対する国民・産業界の支持がまだまだ少ない。情報発信にも注力してほしい。

- 「特許権の共創」は非常に良い取組で、審査官も国としての支援という立ち位置で権利形成に関わることで、技術だけではなく事業への理解を深めることができると思われる。一方で、過度な加担は公平性も欠くことになるため、あくまで現在の審査基準をもとに、どこまで権利を広げることができるか、という観点で支援を頂くのが良いと考える。

2. 意匠審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

- 品質ポリシー、品管マニュアル等の品質管理のための具体的な手順を示す文書、意匠審査基準及び便覧、面接ガイドライン等を作成し、適切に管理しており、これらを国内外に示している。
- 意匠制度等についてのビジュアルや動画を活用したコンテンツをユーザー向けに作成し、公開している。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

- 審査の具体的な手順を意匠審査基準に定め、必要に応じて随時更新すると共に、品質管理の体制及び管理手順が品質マニュアルに詳細に定められている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 品質ポリシー、品管マニュアル及びユーザー評価調査結果が国内外に向けて公表されていること、また企業との意見交換の場において紹介するなど、海外のユーザーも含めて容易にアクセスできる状態となっている。
- 品質ポリシーや品管マニュアルの内容等を研修に取り込み、職員への周知がなされている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 前年度と同数の審査官数を確保するとともに、意匠法における保護対象が拡大し複雑化しているなかでも、審査システムの機械化といった審査業務の効率化を図り、2013 年度と同レベルの FA 期間を実現している。
- 必要な審査を行うための体制が整っている。

<今後期待される点>

- 審査官の総数は依然として昨年と同程度であり、米国特許商標庁と比較しても、約 4.3 倍の審査量をこなしている一方で FA 期間は米国の半分以下（6.0 か月）であるなど審査官一人当たりの審査処理件数は依然として非常に多い現状にあることが認められる。また、意匠法改正による保護分野の拡大等の状況変化に応じて従来審査とは異なる困難性が予想され、さらに限られた審査官数で国際意匠登録出願の審査や品質向上のための取組も行うことから、人員配置を見直し、審査実施体制の整備を図られるも、他の実体審査国と比較して審査体制、人員配置が確立しているとまではいえない。

- 引き続き、審査体制の強化の実施をしてほしい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 限られた組織体制の中、品質管理の取組を行っているなど、他の実体審査国が取り組んでいる品質管理と同様な管理が行える体制を整えている。
- 毎年、ユーザー評価調査を実施し、結果を総合的に分析し公表している。また、外部有識者からなる審査品質管理小委員会を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。

<今後期待される点>

- 品質管理官（分析官）は、国内出願担当が 3 名、ハーグ出願担当が 3 名と比較的少人数であるが、その監査の結果が品質管理委員会の課題分析の基礎となり、かつ、品質管理の企画・立案を支えるものであるもので、監査の手法等も含め担当者相互の意見交換等により効率的かつ質の高い監査を行えるよう工夫をしてほしい。

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 国内案件については、審査官と決裁者間の案件協議を行う事案を明確にすることにより、また、ハーグ案件については FA 全件について案件協議を行うことにより審査の品質向上に努めている。
- 品質向上のための取り組みを継続して計画し、実施している。
- 審査官間の知識共有、各種研修や海外を含む展示会参加を通じた能力向上を行うと共に、意匠法改正に対応した資料収集、海外知財庁との連携等を

通して、審査品質向上と、効率化向上のための取組が行われている。

- 未公開案件についても、Microsoft Teams を活用したオンライン面接の手段を拡充しつつ、対面およびオンライン両方のコミュニケーションを確実に実施するとともに、電子メールでの引き続き受付可能としている。
- 審査官向け「拒絶理由通知等起案事例集」及び「拒絶の通報等起案事例集」、「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」の改訂を実施し、意匠審査便覧の参考審判決例の追加予定であり、類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールの開発について、2021 年度から引き続きアジャイル型開発を進めているが、2023 年度は、起案文の形式的チェックを行うツールをリリース予定であること。

< 今後期待される点 >

- 対面やオンラインでの面接の活用により、協議の前提となる審査官のユーザーとのコミュニケーションの一層の強化を図ってほしい。また、令和元年改正に基づく建築物、内装及び画像意匠については、引き続き複数の審査官による協議や審査基準室との合議検討を続けてほしい。
- 類似画像検索技術を活用した審査官向け検索支援ツールや起案支援ツールの開発も継続して実施してほしい。特に、類似画像検索については、自然言語処理と並んで AI との親和性が高い領域と思うので、活用の可能性を議論しつつも、類否判断においては、AI がどのような特徴点を以って類似と判断するかは審査基準との乖離が必ず生じると考える。その点を含めた AI 活用の方策を探してほしい。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 品質監査について、対象案件の抽出時期、分析官への監査の割当件数、監査の実施回数、監査のフィードバックの方法等について実情に則した工夫

がされ、計画通り品質監査が実施され、取り組みの目的を達成している。

- ユーザー評価調査や各企業や業界団体等のユーザーと管理職をヘッドとする意見交換等を通じて、組織的にユーザーニーズの把握に努めている。
- 「審判情報統合リスト」を毎月作成し、庁内イントラネットへ掲載することで、審査官が担当分野の審判案件の動向を把握できるようにしている。

<今後期待される点>

- 「拒絶理由通知等の記載」については、補正によって拒絶理由が解消するのか代理人も判断が難しいケースがある。そのため、拒絶理由通知時における審査官との対話をより充実させることが、ユーザーの満足度を上げることになるのではと考える。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。）

<評価された点>

- 特許庁の内部と外部での評価に基づき分析がされている。内部評価としては「国内案件・ハーグ出願の品質監査」「内外乖離案件の分析」に加えて、ユーザー評価調査と審査官へのアンケートの対比を通じて、その違いを埋める取り組みが着実になされている。一方、外部評価として「2023 年度のユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果」があり、これらから取組を行う必要がある課題を抽出している。
- 計画的に審査品質のために必要とされる取組が行われ、審査の質の分析と課題抽出が十分に行われている。特に、ユーザー評価調査の結果、取り組みを行う必要がある課題として抽出された『判断の均質性』、『拒絶査定の記載』については、判断理由を分かりやすく記載するなど、さらなる向上を目指して様々な取り組みが行われている。
- 『専門知識レベル』の更なる向上を目指して引き続き企業との意見交換や

展示会等の機会を活用している。

< 今後期待される点 >

- 国内品質監査の結果からは過不足のないサーチ範囲の設定、ユーザー評価調査からは、判断の均質性や拒絶査定の記事内容という課題が抽出されている。これらの課題への取組として、審査官と決裁官の間の個別の案件協議は有効な取組と考えられるが、そこから更に品質管理委員会による具体的な対応策の検討とそれに基づく具体的な施策へとつなげてほしい。
- 審査官にアンケートを行い、ユーザー評価調査のデータとの対比を通じて、審査官の自己評価とユーザーからの評価の乖離を把握したとのことだが、この乖離の原因分析と課題抽出及び検討をしてほしい。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。 他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

< 評価された点 >

- 改正法や審査基準の改訂など変化に伴う対応が十分なされ、案件協議も積極的に行われている。また、審査官向けの研修にも力を入れ、品質管理の基本に関する周知を徹底している。
- 令和 5 年 6 月 14 日公布の改正意匠法、意匠の新規性喪失の例外規定の適用手続について周知のための解説動画を特許庁ホームページなどで公開するとともに、「令和元年意匠法改正特設サイト」を更新している。意匠審査基準改訂に関して、庁内研修、団体・企業向け個別説明の他、新興国審査官向け研修や実務者向け説明会が開催予定であり、意匠法改正に則した意匠審査基準の改訂や画像意匠の保護に関するガイドブックの公表が予定されている。
- 案件協議が積極的に行われている。

<今後期待される点>

- 現状ではハーグ出願の監査に半数の品質管理官を充てることとされているが、ハーグ出願については手続問題も多いとされており（項目⑥の説明）、これらについてある程度整理がつき、審査の指針となる充実したマニュアルが作成できるようになった段階では、決裁者との案件協議の実効性の評価も含めて、品質管理体制全体についての見直しを検討してもよいのではないかな。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 昨年度に抽出された諸課題に対する取り組み改善が十分になされている。コロナ禍を経て恒常的なテレワークへの対応を含め、業務環境の変化にも対応できている。
- 審査官の能力向上のため、技術研修や国内外の海外展示会への参加等の研修を実施している。
- 内外乖離に関しては意匠五庁間で情報交換を実施している。
- ユーザー評価を実施し、分析の結果、「拒絶理由通知等の記載」、「拒絶査定に記載」、「判断の均質性」を、特に注力して取り組むべき項目と設定した。また、内部監査からは、特に「判断の均一性」「拒絶査定の記載」「専門知識レベル」について課題が抽出された。
- 2023 年度ユーザー評価調査結果が目標を達成した。
- 審査関連文書の整備・改訂、意匠法改正に対応した資料施策、品質監査についても適切になされている。
- 審査官と決裁者間の協議の数が減っていることは、それまでの協議の知見が蓄積された効果を示すものとして評価できる。

<今後期待される点>

- 新たな意匠（画像、建築物、内装）については、判断の前提として審査資料の充実が重要であり、また、類似性、創作非容易性の判断基準の確立のためにも複数審査官による案件協議の実施が重要であると考えられるので、引き続きこれらの取組みを強化してほしい。

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

< 評価された点 >

- 審査品質管理小委員会報告書やユーザー評価調査報告書などの公式文書、特許庁の公式ウェブサイト、経済産業省のプレスリリース、ユーザー評価調査報告書等で、審査の質向上に関する取組を情報発信している。また、定期的に企業との意見交換会を実施するなど、継続的な協力関係の構築に尽力されていることが認められる。
- 日中韓デザインフォーラム、日中意匠制度シンポジウム、海外ユーザーとの情報収集及び情報発信を継続的に行い、海外知財庁との協力体制の構築などが継続して行われている。

< 今後期待される点 >

- 企業との意見交換会については、新しい意匠（画像、建築、内装）分野の企業に特化した意見交換会を設けることも考えてよいように思われる。また、外国特許庁との意見交換や情報収集は引き続き積極的に進めてほしい。

3. 商標審査の品質管理に関する評価

評価項目①：「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書「商標審査基準」、「商標審査便覧」（2023 年 4 月改訂）、「商標審査の進め方」、「面接ガイドライン」（2023 年 8 月改訂）を作成し、これら文書を適切に管理している。
- 国際分類第 12-2023 版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成、公表したことでユーザーの適切な指定商品・役務の記載の適切な支援が実施された。
- 特許法等の一部改正法の施行（平成 5 年 4 月 1 日）に伴い、「商標審査便覧」の改訂が行われ、文書が適切に管理されている。
- 「面接ガイドライン」において、「面接の依頼を一回受諾したら、その後の面接依頼を受諾しなくても良い」という意味合いではない旨が脚注に追記されたことは、ユーザーにとって好ましい。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目②：審査及び品質管理のための手続の明確性

「極めて良好」と評価された。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。）

<評価された点>

- 商標審査においてなすべき事項及びその具体的な手順について「商標審査便覧」や「商標審査の進め方」に定めており、品質管理の整備と実施に責任のある者及び品質管理のための手順や担当を「品質マニュアル」において十分に明確化している。
- 品質管理については、品質管理マニュアルにおいて、PDCA サイクルの考

え方に基づいて、品質管理手順、担当の詳細が定められている。

- 「品質テスト」を e ラーニング形式で実施することで審査官の対応の向上が図られた。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目③：品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知

「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「極めて良好」と評価された。ただし、「良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」とともに、海外のユーザーを含めて容易にアクセスできる程度に外部公表し、審査に関わる全ての職員に対して複数の手段を通じて周知するとともに、職員向けの研修を定期的の実施している。
- ユーザー評価調査の結果を踏まえ、特にユーザーとのコミュニケーションに関する面接ガイドライン等の再確認を目的とし、全審査官を対象とする「品質テスト」を実施し、全問正解を修了要件とすること、正答率が低い問題については更なる注意を促すことで審査官の対応における基本姿勢の向上を図られており、大いに評価できる。
- 職員向けの研修や説明会においても、「品質ポリシー」「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う講義を実施している。講義内容を理解したかを確認し、研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施し、講義内容改善に生かしている。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目④：審査実施体制

「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も多くあった。また、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「概ね達成」と評価された。他方、「良好」との評価も複数あった。また、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- 新しいタイプの商標についてのノウハウ蓄積や人材育成を通して、審査体制の維持強化を図っている。
- 出願件数の増加、未処理件数の増加に対応するために審査官補の増強が行われ、審査業務の効率化のために、先行図形商標調査さらには先行文字商標調査への AI の活用が実践的レベルに達しつつある。また、商標の拒絶理由横断調査事業として民間調査者の活用が行われている。これらの施策により、権利化までの期間が短縮されつつあることは評価できる。さらに、出願支援ガイドについての内容の更新を行い公表することにより、審査業務の効率化を図っている。
- 審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置とともに新規入庁者 11 名含め審査官育成研修の充実化や民間調査者の活用を図っていることは評価できる。
- 各審査室内に主任指導審査官を新たに設置し、自室の指導審査官や他審査室からの相談及び各種調整対応を行わせることで審査実施体制の強化を図り、全審査室のフリーアドレス化、テレワーク支援ツールの研修内容の拡充といった斬新的な取り組みがなされている。

<今後期待される点>

- 執務環境整備の一環として、全審査室のフリーアドレス化を実施するなど、審査実施体制の強化に向けた取り組みが着実になされているものの、諸外国と比べ、審査官数等の人員配置の面で不足感がある。
- 審査官の確保が難しい現状については、より一層の効率化を図ることが求められる。
- 次年度以降は、「主任指導審査官」の活動成果（相談件数や改善結果の纏め等）を公表されると良い。
- 審査システムに AI を活用することを検討するとともに、AI を含む画像生成・処理技術により、類似商標調査や判断に影響があるか等の検討を進めてほしい。

評価項目⑤：品質管理体制

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 毎年、ユーザーによる商標審査の品質評価調査を実施し、評価結果は総合的に分析され、公表されている。また、外部有識者からなる「審査品質管理小委員会」を設け、品質管理の実施体制・実施状況について評価及び改善提言を受けている。
- 品質管理体制については、経験豊富な品質管理官による品質監査、品質管理の結果を踏まえた分析・評価を行う品質管理庁内委員会、さらには品質管理に関する施策の企画・立案をする品質管理班が役割分担により機能しており、良好な品質管理体制が築かれ、PDCA サイクルが実践されている。
- 品質管理を行うための組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの組織が実態上独立して設けられており、より適切な監査が実施できるよう品質管理官が主要な起案種別を分担するなど、品質管理の取組が効率的・効果的に企画、立案、及び実施可能な組織体制・人員配置を確立していることが認められる。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目⑥：品質向上のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 決裁、決裁前チェック、審査官間の知識共有、面接審査の拡充、商標審査に関する起案手引書の作成、全審査官を対象とした品質テスト等を通して、審査品質向上のための取組が行われている。

- 電子メールでの補正案等の送付及びオンライン面接を可能にする取組も適切になされたことが認められる。
- 出願の求めに応じた面談の実施実績が 100% であることは評価できる。
- 2023 年に発生した個別案件については、適時に注意喚起を行うべく、月一度情報を取りまとめ審査官に周知していることは審査の均質化にとって有用である。
- 商標出願人・商標権者に対するコミュニケーション（面接、電話対応等）、ユーザーとの意見交換及び均質性の向上に関する取組を重点事項（共通取組事項）として取り上げ、商標審査の質の維持・向上のための取組を継続して行っている。
- コミュニケーションに関するユーザーの評価について目標を達成し、昨年度と比較して電子メールを活用したコミュニケーションが大幅に増加したことに対して評価する。
- 品質向上のために必要な取り組み（決裁、審査官用チェックシートの活用、審査官・管理職間の協議を通じた知識共有、審査の質の向上のためのシステム整備、AI 技術を用いた審査業務効率化、審査運用の標準化、業務目標と審査官の評価、面接・電話対応の充実、特定分野担当チームによる審査支援、品質関連情報の収集・審査官への提供、事例の共有及び個別案件の要因分析、審査関連文書の整備・改訂、商標審査に関する起案手引き書の作成・整備、能力向上のための研修の実施、商標審査実務に関連する最近の動向の情報提供）を継続して計画・実施し、その目標を達成している。
- ユーザーとのコミュニケーションに関して、審査官側の視点からの課題抽出を目的とする審査官へのアンケート調査を実施している。

< 今後期待される点 >

- 出願件数の増減にかかわらず、協議について一層の活性化が望まれる。カウント方法の相違があるとはいえ、公表されている協議件数が特許や意匠と商標とで大きく異なることはユーザーに疑問を与えかねないので、必須協議案件に限定することなく、実際に実施されている協議件数も公表されるとなおい。
- 新たに先行文字商標調査業務への AI 技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業を実施した点について、審査業務の効率化が図れること

を期待する。

- ユーザーとのコミュニケーションに関して、審査官側の視点からの課題抽出を目的とする審査官へのアンケート調査を実施とのことで、ユーザー側のみならず、審査官側の視点からの調査を行うことで、よりの確な課題抽出が実施されることに期待する。
- 今後は電話のみならず、オンライン面接や電子メールなど、より視覚的な情報を交えたコミュニケーションを充実させることが重要である。
- 商標審査においては、特に識別性においては時代とともに取引の実情が変わるため、識別性の判断において、ユーザーとの意見交換やアンケート、最新情報のキャッチアップ等を行い、審査官間の間でギャップが生まれないように工夫を図るべきである。
- 個別案件を通した全審査官へのフィードバックも、心理的安全性を確保しながら積極的に誤りを正していくべきである。

評価項目⑦：品質検証のための取組

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。）

<評価された点>

- 品質検証のために必要とされる、品質監査による職権調査の妥当性や認定・判断の妥当性の検証を計画件数どおりに実施するとともに、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換を通じた審査の質の把握等の取組をそれぞれ計画どおりに実施し、その目的を達成している。
- ユーザー評価調査に基づく課題抽出が適切に行われており、「識別性の判断」、「審査官の判断の均質性」等を重点的に取り組むべき項目と設定し、審査部門内で情報共有することで、審査の質の維持・向上に資する効果も得られたことは大いに評価できる。
- ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うために、特に、「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満回答者に対するフォローアップ調査を実施したことを評価する。
- 審判決との判断相違の要因分析や昨年度に異議申立てによって取消決定

がなされた案件の分析を実施している。

- 審査の質についての審査官側の認識をアンケート調査し、課題を分析・抽出することを目的として、2023 年度も審査官向けアンケート調査を実施し、ユーザー評価調査の評価を踏まえ、審査官側の認識(自己評価)との乖離等の分析から得られる審査の質に関する課題を抽出し、対策の検討を行っている。

<今後期待される点>

- 品質向上のための取組については、品質監査による特許庁内部での品質検証のための取組のほか、ユーザー評価調査やユーザーとの意見交換による外部からの意見による品質検証の取組の双方が行われており、今後ともこの両面からの検討を続けてほしい。
- 「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対する不満解答者へのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる個別事例や課題等を聴取したことが認められるが、聴取した結果をどのように活かしていくのか明確にされるとなお良い。
- 審査官側の認識のアンケート調査を行い、審査官側とユーザー側との乖離を可視化することは重要な取り組みであるため、引き続き実施してほしい。特に、ユーザー側と審査官側が考える識別性の有無の違いが先進的な分野で判断が難しく、その業界で既に一般的に知られている語が識別性ありと判断され、特定のユーザーに独占的に使用させてしまうこともあり、その認識相違を埋めていく仕組みが重要である。

評価項目⑧：審査の質の分析・課題抽出

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。

(昨年度：「良好」と評価された。)

<評価された点>

- 現状の品質管理体制の中で、各種取組において審査の質の分析と課題抽出が適切に行われている。
- 審査の質に関して、特許庁の内部レビュー、決裁、品質監査を通じた分析、審判決との判断相違の要因分析、事例の共有・個別案件の要因分析、ユー

ザー評価調査を通じた分析、ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析が行われ、それぞれ課題抽出が行えている。

- ユーザー評価調査における個別の評価項目の分析結果から、重点的に取り組むべき項目は「識別性の判断」「審査官間の判断の均質性」であり、商標審査基準等の審査の基本方針に従って適切な審査を行うと共に、業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題が抽出されている。

<今後期待される点>

- 識別性の判断及び使用の意思の有無の判断については、事実認定に関わる部分が大きいため、限られた時間でどのような資料を収集するのが適切か、判断する場合のポイントをまとめた文書等の更なる整備を進めてほしい。
- ユーザー評価調査の結果から重点的に取り組むべき項目を設定され、商標審査基準等の審査の基本方針に従って適切な審査を行うとともに、業界団体や企業との意見交換、審査官間の協議等の取組を充実させることで、判断の均質性を向上させる必要があるとの課題抽出がされているが、当該課題を解決するための更なる検討を期待する。

評価項目⑨：質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況

「良好」と評価された。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。）

<評価された点>

- 審査実施体制は未だ十分とは言えないものの、新規入庁者の採用、民間調査者の活用、審査官補数に合わせた指導体制の見直し及び効果的な人員配置、審査官育成研修の充実化・主任指導審査官の設置、全審査室のフリーアドレス化の実施、効率的な審査実施体制及び品質管理体制の検討がされ、2023 年度は新たに先行文字商標調査業務への AI 技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業が実施された。
- 「商標の拒絶理由横断調査」報告書の活用、商標出願に不慣れな出願人の

ための出願支援ガイド、商品・役務のサポートツールの提供等により、拒絶理由のかからない出願を促進することによって、その結果としての審査業務効率化が図られている。

- 品質管理のための具体的な手順を示す文書等について、必要な更新を行い、品質ポリシー、品質マニュアル共に、適切な管理を継続している。

<今後期待される点>

- 新たに先行文字商標調査業務への AI 技術の適用可能性を検証するための実証的研究事業に関し、審査業務の効率化が図れることを期待する。

評価項目⑩：品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況

「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価もあった。

（昨年度：「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価もあった。）

<評価された点>

- メールでの問い合わせに関して、原則即日対応するなどユーザーの信頼を得る取り組みがなされている。
- AI によるサーチツールの開発を行うとともに、ユーザーとの面接や電話対応から生じる問題点について品質テストや審査官のアンケート調査により問題点の確認・是正を行うなど、品質管理の取組についての改善が着実に進められている。
- 審査官用チェックシートや商標審査便覧の改訂が適切になされ、審査官がユーザーに電話連絡できる手段の整備、オンライン面接に利用可能な Web 会議サービスの拡充等、品質管理の取組の改善が行われており、ユーザーからの面接依頼が増加していることが認められる。
- ユーザーからの面接の依頼が昨年度より増加している。
- テレワーク中の審査官がユーザーに電話連絡できる手段について、より円滑なコミュニケーションを図るため、原則、即日の折り返し連絡の義務化の運用を再周知し、運用の徹底を図っている。
- ユーザー評価調査の結果に応じた品質向上のための取組の検討を行うため、特に「面接、電話等における審査官とのコミュニケーション」に対す

る不満層を中心とした電子メールでのアンケート又は電話でのヒアリング形式でのフォローアップ調査を行い、評価の背景となる具体的な個別事例や課題等を聴取している。

<今後期待される点>

- （該当なし）

評価項目⑪：審査の質向上に関する取組の情報発信

「良好」と評価された。他方、「極めて良好」との評価も複数あった。

（昨年度：「良好」と評価された。ただし、「概ね達成」との評価もあった。他方、「極めて良好」との評価も多くあった。）

<評価された点>

- 特許庁ホームページ、ユーザーとの意見交換、国際会合等、国際審査協力、海外の知財庁との協力や海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修の実施等を通じて、国内外への情報発信を継続して行い、かつ、国内外の機関・団体との協力関係が積極的に構築されていることが認められる。
- 韓国、台湾、中国、欧州の特許庁との国際会合、海外のセミナー、シンポジウムや意見交換会へ参加し、積極的に品質管理の取り組みを含めた意見交換や情報発信などが行われている。

<今後期待される点>

- 国際会議等の場を通じて、我が国の先進的な品質管理施策についてアピールするとともに、他国の優れた施策については我が国の実情に応じて積極的に取り入れる工夫をしてほしい。

(参考) 令和5年度の評価結果一覧

※評価基準は「極めて良好」、「良好」、「概ね達成」、「改善を要す」の4段階

評価項目		特許審査	意匠審査	商標審査
①	「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況	極めて良好	極めて良好	極めて良好
②	審査及び品質管理のための手続の明確性	極めて良好	極めて良好	極めて良好
③	品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知	極めて良好	極めて良好	極めて良好
④	審査実施体制	概ね達成	概ね達成	概ね達成
⑤	品質管理体制	良好	良好	良好
⑥	品質向上のための取組	良好	良好	良好
⑦	品質検証のための取組	良好	良好	良好
⑧	審査の質の分析・課題抽出	良好	良好	良好
⑨	質の高い審査を実現するための方針・手続・体制（評価項目①～⑤）の改善状況	良好	良好	良好
⑩	品質管理の取組（評価項目⑥～⑧）の改善状況	良好	良好	良好
⑪	審査の質向上に関する取組の情報発信	良好	良好	良好